

第38回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月15日(水) 午前9時30分から10時00分

2 開催場所 光市役所 大会議室1・2号

3 出席委員(22人)

農業委員

1番	埜田	定
2番	熊野	茂公
3番	宮内	昭壽
4番	河村	晴夫
5番	小林	勉
6番	田村	尚利
7番	出穂	真奈美
8番	鬼武	敬子
9番	繁本	武紀
10番	藤本	準一
11番	山本	忠男
12番	田村	耕一(会長)

農地利用最適化推進委員

1番	小田	博
2番	城	俊治
3番	末岡	博
4番	國弘	久男
5番	西村	隆裕
6番	秋山	孝
7番	西岡	正信
8番	弘田	靖
9番	久保田	等
10番	尾崎	敬一

4 欠席委員

農業委員 (0人)

農地利用最適化推進委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案 第4号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について

議案 第5号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告 第3号 非農地証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 弘 光宣

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

局長 みなさんお揃いですので始めたいと思います。
始めにお互いにあいさつを行いたいと思いますのでご起立ください。
お互いに礼
ありがとうございました、ご着席下さい。

議長 みなさんおはようございます。
それでは第38回農業委員会総会を開会します。
本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定
足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会
会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指
名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、9番 繁本 武紀 委員、10番 藤
本 準一 委員、をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。
それでは議事に入りたいと思います。

事務局 それでは、議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定につ
いて」で、今月の申請は、1件でございます。

それでは、番号1からご説明申し上げます。

議案の1ページをお願いいたします。

別紙「位置図」、も議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のあった土地は、大字浅江地内の市役所浅江出張所の北約2.5km
に位置する4筆で、地目は田及び畑、面積が田1,082㎡で畑4,548㎡で
す。

申請の事由ですが、当該農地は、譲受人の兄が相続し、その後、譲渡
人である甥が相続したものです。譲渡人は遠方に住まいしており当地に
帰る見込みもないことから、現在実質的に当該農地の維持管理をしてい
る叔父である譲受人に贈与しようとするものです。

それでは、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関す
る判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、申請地

は、新たに取得した住いに隣接しており、農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、取得後も効率的に耕作を行うことを認められると考えます。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり適用されません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、信託ではないので適用はされません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人等は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えます。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、本市の下限面積要件である30アールは満たしており問題ありません。

続いて第6号の「転貸禁止要件」ですが、本件は該当しません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、この件につきましては 田村会長に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。以上で、事務局からの説明を終わります。

議長

今、事務局から詳しい説明がありましたとおりで、担当委員としては特に問題ないと考えております。

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、議案第2号「農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について」です。今月の申請は3件でございます。

それでは、番号1よりご説明申し上げます。

申請者ですが、譲受人は市内に住む会社員の個人で、譲渡人は愛知県に住まいする無職の個人です。

申請のあった土地は、上島田地内の市役所三島出張所から北西約1.4kmに位置する1筆で、登記地目は田、面積は461㎡の自作地です。

遠方に住まいしており相続した当該農地の維持管理に苦慮し、処分先を探していた譲渡人から、駐車場及び資材置場として利用できる土地を求めていた譲受人が取得しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、他の農地から隔絶されて単独で存在しているため、第1種第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断いたします。第2種農地は事業に供するための土地が他にない場合に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、駐車場及び資材置場ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、

該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が駐車場であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、國弘委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 國弘委員、補足説明をお願いします。

推進 4 番 特にありません。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、番号 2 をご説明申し上げます。

本件は、地役権の設定に係る申請です。

申請者ですが、地役権を設定しようとするものは市内に住む会社員の個人で、土地の所有者は下松市に住む無職の個人です。

申請のあった土地は、光井地内の光市役所から北西約 1.4 kmに位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 461 m²の自作地です。

地役権者が隣接する中古住宅を購入するにあたり、進入路が狭く自家用車の方向転換に要するスペースが必要なこと、駐車場から宅地内への進入路が非常に狭いため拡幅する必要があるため、住宅の売り主と同一人である当該農地の所有者が必要な部分への地役権の設定を承諾したことによります。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、小集団内の農地であり、第 1 種第 3 種のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地と判断いたします。第 2 種農地は事業に供するための土地が他にない場合に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自家用車の回転場及び通路ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみなので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が駐車場であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接

農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、藤本委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長 西村委員、補足説明をお願いします。

10 番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございませぬか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第 2 号の番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の番号 2 は原案のとおり決定いたしました。

事務局 それでは、番号 3 をご説明申し上げます。

申請者ですが、借受人は市内に住む会社員の個人で、貸付人はやはり市内に住まいする借受人の母です。

申請のあった土地は、立野地内の光市役所周防出張所から北西約 1.4 km に位置する 1 筆で、登記地目は田、面積は 308 m² の自作地です。

現在の住まいは借家であり家賃が高額であること、また、手狭でもあることから、母親の所有する当該農地を借受け自己用住宅並びに車庫それぞれ 1 棟建築しようとするものです。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準です。

それでは「農地の区分」です。

当該用地は、小集団内の農地であり、第1種第3種のいずれの要件にも該当しない第2種農地と判断いたします。第2種農地は事業に供するための土地が他にない場合に許可するとされております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等について審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、自己用住宅と車庫建築ということであり、問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高証明書等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、該当するものではありません。

次は「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供されるのは申請地のみななので、これには該当いたしません

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないことになっていますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が自己用住宅であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

なお、この件につきましては、田村委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

説明は以上でございます。

議長

田村委員、補足説明をお願いします。

6番

特にありません。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第2号の番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号の番号3は原案のとおり決定いたしました。

事務局

つづきまして議案第3号「下限面積(別段の面積)の設定について」です。議案では1ページですが、別紙をお付けしておりますのでそちらをご覧ください。

本件については、毎年、設定または修正の必要性を検討し、総会等で審議することとなっており、例年7月に上程しているところです。今年度につきましても、市内の営農環境に特段の変化もないことから変更せず、30アールで提案させていただきます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長

つづいて報告をお願いします。

事務局

それでは、報告事項 1 号から 4 号は一括して説明申し上げます。

まず報告第 1 号、「農地法第 4 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回の届出の件数は、3 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に報告第 2 号、「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回の照会の件数は 4 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

次に報告第 3 号、「非農地証明について」です。

今回の証明願の件数は 1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

地区担当の委員さんほか 2 名の委員さんと、事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

次に報告第 4 号、「農地法施行規則第 29 条第 1 号に係る転用の届出について」です。

届出の件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました説明は以上です。

議長

只今の報告第 1 号から第 4 号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと存じます。

以上で第38回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和2年7月15日開催の第38回光市農業委員会総会の議事録である。

令和2年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印